

教育委員長	<p>それでは議事に入ります。初めに御教議第45号「御殿場市育英奨学規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第45号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書2ページをお開きください。 (議案書朗読)</p> <p>それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。5ページ・6ページをお開き下さい。</p> <p>今回の改正は、現在奨学金の対象となっております大学・短大・高等専門学校・高等学校に加えまして、新たに専修学校に進学する方にも貸与することができるように改正をするもので、併せて条文の整理を行うものであります。</p> <p>左側のページが「旧」、右側のページが「新」となります。順番に主な点を説明させていただきます。</p> <p>まず、規則名の所となりますが、今までは奨学規則となっておりますが、これを奨学金貸与規則に改正させていただきます。</p> <p>次に、現行第1条目的の所では、今まで対象まで高等学校等入っていましたが、そこは目的のみに変更させていただきました。</p> <p>代わりに、第2条の奨学生の資格という所に対象を集約いたしました。第2号につきましては、今まで大学とありました所に大学院を除くというのを加えまして、大学院を対象にしないという事を明確に謳ったものです。さらに、下から2行目の「法第124条の専修学校」を加えたものであります。3号・4号は今までと同様であります。</p> <p>第3条の奨学金の額及び貸与期間ですが、第1号から第3号は従前と同じで、第4号の高等専門学校を月額1万2千円から月額3万円に変更いたしました。</p> <p>また、新たに第5号・第6号を加えてあります。</p> <p>7ページをお願いします。第1号は奨学金の申請様式を見直したものであります。</p> <p>以下、第8条奨学金の停止の第2号でございますが、「成業」という言葉を分かりやすく「卒業」に変更したものでございます。</p> <p>また、第10条につきましては今まで実質、無利子でありましたがこの記載が無かったという事で、第3項に奨学金は無利子ということ謳ってあります。</p> <p>また、9～12ページには様式の新旧対照表を掲載しております。</p> <p>13ページをお開き下さい。附則となりますが、この規則は平成27年2月1日から施行という事で、奨学金の受付時期に合わせて</p>

	<p>の施行となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御教議第45号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員	<p>奨学金は、在学していれば、例えば2年生の時に経済的困難になって申請しても認定されるのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>認定されます。</p>
教育委員	<p>常時申請を受け付けている訳では無いのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>2月に受付を行っており、常時ではありません。</p>
教育委員	<p>今回、この改正に異議がある訳では無いのですが、第2条の第1号、市内に引き続き3年以上住所を有する者の子であることとありますが、これは資格要件として非常に厳しい制限であると思うのです。就学援助の関係も御殿場市に転入してきた時点で、住所があれば審議され、看護学校の奨学金制度もこういった資格要件はありません。非常に御殿場市の育英奨学金の資格要件は厳しいものだと思います。</p> <p>例えば中学3年生で引っ越してきて就学援助の対象になっても、3年間は高校に通っている間はこの奨学金は受けられないという事ですよ。これは、市民へのサービスという面でも御殿場市民になればすぐに貸与が受けられるような形で良いのではないのかと思うのですが、これは要望で今後変更をお願いできればと思います。以上です。</p>
教育総務課長	<p>今回の変更はこれでやらせていただきますが、ご要望につきましては次回等改正の検討に加えさせていただきます。</p>
教育委員長	<p>参考に教えていただきたいのですが、卒業後、返済の期間は何年間ですか。</p>
教育総務課長	<p>前回の改正で、1年据え置きで10年償還に変更しました。</p>
教育委員長	<p>10年間というのは、自分で短縮することも可能なのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>納めて頂けるという事であれば、納付書をお渡しして入金をしていただくことも可能です。</p>
教育委員長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
教育委員	<p>ちなみに、先程のような資格要件があるのは裾野市と御殿場市だけだと思います。</p>
教育委員長	<p>他に何かございますか。他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p>

(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第45号「御殿場市育英奨学規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第46号「平成26年度末教職員人事異動方針について」を議題といたします。説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第46号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書15ページをお開きください。 (議案書朗読) それでは内容についてご説明申し上げます。 (内容説明)
教育長	(内容説明)
教育委員長	ただ今、内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第46号「平成26年度末教職員人事異動方針について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第47号「平成26年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会議と致しますので、関係者以外は退席をお願い致します。
(秘密会)	
教育委員長	それでは、説明をお願いします。
学校教育課長	ただ今議題となりました御教議第47号につきまして内容説明を致します。議案書17ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。 (議案書朗読) 今回、認定のご審議をお願いしますのは、平成26年度就学援助の申し出がありました9人で、新規の申し出であります。 具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者7人、保護者の生活状態が悪い世帯の者2人となっております。

	提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
学校教育課 課長補佐	それでは内容についてご説明申し上げます。 申請者一覧表にもとづき、No.1から順次、ご説明申し上げます。 (内容説明) 以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
教育委員長	ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第47号「平成26年度就学援助について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	それでは秘密会を解き会議を続行します。 他に何かございますか。
教育委員長	他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会12月定例会を閉会といたします。
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 <div style="text-align: right;">4番委員 _____</div> <div style="text-align: right;">5番委員 _____</div>